

# 学習成績の評価及び卒業認定等に関する規程

## 第 1 章 総 則

(趣 旨)

- 第 1 条 この規程は、本校学則に基づき、学習成績の評価及び卒業の認定等に関して必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 章 考 査

(考査の種類等)

- 第 2 条 本規程に規定する考査は、定期考査、再考査及び追認考査とする。  
2 定期考査の免除並びに再考査及び追認考査の受験は、所定の願い出により、校長の許可を受けなければならない。

(考査の忌避)

- 第 3 条 無断で考査を受験しない者または受験しても故意に答案を提出しない者の科目の考査得点は0点とする。

(考査の不正行為)

- 第 4 条 考査中、不正行為を行った者に対しては、その考査の受験をただちに停止させ退室させる。この場合、その科目の考査得点を0点とするほか、その処置は職員会議により校長が決定する。

(定期考査の回数等)

- 第 5 条 定期考査は第1・第2学期の中間及び期末並びに第3学期の期末に実施する。  
2 定期考査の期日は年間行事予定表に掲げるところによる。  
3 定期考査は、全教科・科目について実施することを原則とするが教科・科目の特殊性及び進度等の事由により、校長の承認を経てこれを省くことができる。

(定期考査に関する所定事項)

- 第 6 条 定期考査に関する所定事項は次のとおりである。  
(1) 同一学科内の同一学年の同一教科・科目を2人以上で担当する場合の考査問題は、原則として同一問題とする。  
(2) 同一科目の考査時間は原則として50分とし、考査開始後の退場を認めない。  
(3) 遅刻者に対しては、原則として考査開始後20分以内のときは受験を許可するが、考査時間の延長は認めない。  
(4) 全ての考査について、その結果を保護者に通知する。

(再考査)

- 第 7 条 再考査はやむを得ない事由により、定期考査を受験できない者に対して、定期考査の事後に行うものとする。  
2 再考査にもより難しい場合には見込点を与えることができる。

(追認考査)

- 第 8 条 学年末において単位が認定されない科目のうち、5段階法による評価「1」がある場合は会議に付し、追認考査受験の機会が与えられる。
- 2 追認考査を受ける者は、別紙様式により追認考査願を提出しなければならない。
  - 3 追認考査の機会は、その年度内に1科目1回に限って行うものとする。
  - 4 追認考査の結果、合格基準に達したときは、5段階法による評価「2」を与える。

### 第 3 章 学習成績の評価

(評価の原則及び要領)

- 第 9 条 学習成績の評価は、学習指導要領に示されている各教科・科目の目標を基準として学期ごとに行う。
- 2 学期ごとの学習成績の評価は、その期間の定期考査及び平常の学習活動を総合して行うものとする。
  - 3 学年末の評価は、その年度の成績を総合して評価する。

(評価の方法)

- 第 10 条 学期ごとの学習成績の評価は観点別評価とする。
- 2 各教科・科目の学習成績の評価は観点別評価によるが、その方法については各教科・科目の特性も考慮し別途定める。
  - 3 第5条第3項により、定期考査を実施しない教科・科目についても第2項に準ずる。
  - 4 学年末の成績評価は5段階法による。5段階法と観点別評価との関係は次の基準表による。
  - 5 成績証明書に記載は5段階評定のみとする。

評 定	5	4	3	2	1
観点別評価	A A A	A A C	A B C	A C C	B C C
	A A B	A B B	A C B	B B C	C B C
	A B A	A C A	B A C	B C B	C C B
	B A A	B A B	B B B	C A C	C C C
		B B A	B C A	C B B	
		C A A	C A B	C C A	
			C B A		

※観点別評価は「知識・技能（技術）」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の順に記載。

(一覧表等の提出)

- 第 11 条 各科目担任は各定期考査の定められた日までに成績処理システムに成績等を入力する。各学年の担当者は、成績処理システムにより成績一覧表を作成し、各学年主任、教務主任、教頭を経て校長に提出するものとする。
- 2 成績会議資料の作成は各学年及び関係分掌が行い、全体成績会議に提出する。
  - 3 成績処理システムに入力する項目、成績一覧表、成績会議資料等の詳細については別途定める。

## 第 4 章 進級、卒業及び原級留置等

### (履修及び単位修得の認定)

第 1 2 条 教科・科目の出席時数が、出席すべき年間授業時数の 2 分の 1 以上の場合に履修を認定する。

2 単位修得の認定は学年末に行い、次の各号の基準に達した教科・科目はその単位を修得したものと認定する。

(1) 5 段階法による評価が 2 以上のもの。

(2) 教科・科目の出席時数が、出席すべき年間授業時数の 5 分の 4 以上の者。ただし、病気その他やむを得ない事情があると認められた場合は、別途協議の上校長が判断する。

### (進級の認定)

第 1 3 条 校長は、成績会議の審議を経て、次の各号の全てに該当する生徒の進級を認定する。

(1) 各学年における必履修科目及び総合的な探究の時間を履修し、当該学年の未修得科目数が 3 科目かつ 4 単位以下の者。さらに、食物調理科においては、当該学年で別に定める調理師養成施設細則第 5 条に規定する全ての科目を履修した者。なお、1 科目を 2 つ以上の学年にわたって分割履修したときは、学年毎に 1 科目とみなす。

(2) 特別活動の成果が、その目標からみて満足できると認められる者。

(3) 進級させることに教育上問題がないと認められる者。

### (卒業の認定)

第 1 4 条 校長は、成績会議の審議を経て、次の各号の全てに該当する生徒の卒業を認定する。

(1) 各学年における必履修科目及び総合的な探究の時間を全て履修した者。さらに、食物調理科においては、当該学年で別に定める調理師養成施設細則第 5 条に規定する全ての科目を履修した者。なお、1 科目を 2 つ以上の学年にわたって分割履修したときは、学年毎に 1 科目とみなす。

(2) 各教科・科目及び総合的な探究の時間の修得単位数の合計が 7 4 単位以上である者。

(3) 特別活動の成果が、その目標からみて満足できると認められる者。

(4) 授業料等の滞納がない者。

### (原級留置)

第 1 5 条 校長は次の各号のいずれかに該当する者については、これを原級に留め置くものとする。

(1) 第 1 3 条または第 1 4 条の基準に達しない者。

(2) 特別活動の成果がその目標からみて著しく劣る者。

(3) その他進級させることが教育上不適切と認められる者。

### (原級留置者の履修)

第 1 6 条 原級留置となった者は、学校で定めたその学年の全課程を履修するものとする。

(成績不良による退学)

第 17 条 校長は同一学年において2回原級留置となった者に対して、本校で定めた教育課程を修了する見込みがないものと認め退学を命ずることができる。

## 第 5 章 生徒欠席、忌引、出停等

(公認欠席の意義)

第 18 条 公認欠席（以下「公欠」という）は、校長が命じ、または、所定の願い出により、校長が許可したものをいう。

(公欠及び出席停止の取扱い)

第 19 条 生徒の出席すべき日数は、授業日数から出席停止・忌引等の日数及び留学中の授業日数を差し引いた日数をいう。教科の公欠課、出席停止、忌引等の欠課時数は全て公欠課時数として算定する。

(公欠・出席停止・忌引の日数)

第 20 条 該当学年の出席すべき日数に含めるものは、教師引率による公式競技、コンクール、会合、研修・合宿等の公欠であり、出席すべき日数から差引くものは、忌引、就職・進学受験、法定伝染病、不慮の災害、及び懲戒処分等の出席停止とする。

2 就職・進学受験、不慮の災害、法定伝染病の場合及び懲戒処分等のため出席停止の場合は、それぞれ相当日数とする。

3 忌引の場合、1親等7日、2親等3日、3親等1日以内とし、連続した日数とする。遠距離の場合、旅行に要する日数も考慮する。

## 第 6 章 雑 則

(施行上の疑義)

第 21 条 この規程の施行に当たって疑義が生じた場合は、職員会議を経て校長が決定する。